

問 15 「勧誘を行う者」とはどのような者を指すのですか。

(答)

1. 「勧誘を行う者」とは、消費者と事業者の間に契約が成立するように、消費者に対し勧誘行為を実施する者をいいます^(注)。

(注) 改正後の消費者契約法第4条第3項第4号の「勧誘を行う者」は、事業者が知っている者である必要はありません。例えば、事業者から消費者の勧誘を委託された第三者が、更に事業者の知らない他の者に対し勧誘を再委託した場合であっても、当該再委託を受けた者が「勧誘を行う者」に該当する可能性があります。また、「勧誘を行う者」は必ずしも事業者から対価を得ている必要はありません。

2. 具体的には、事業者本人や、事業者と使用関係にある従業員、媒介の委託を受けた第三者(消費者契約法第5条第1項)等が挙げられます。